短 期 入 所 生 活 介 護

介護予防 短期入所生活介護

重要事項説明書

１．　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話　０４２－３４５－０６１７（代）9時～17時

担当者　野村　典子

＊ご不明な点は、相談窓口へお問い合わせください。

２．　やすらぎの園の概要

（１）提供できるサービスの種類（介護予防を含む）

施　設　名　称	やすらぎの園
所　　在　　地	東京都小平市小川町１丁目４８５番地
介護保険指定番号	従来型　　（東京都１３７４３００１７４号） ユニット型（小平市１３９４３００１８８号）

（２）施設の職員体制

職　種	常勤	非常勤	職務内容
管　理　者	1名		施設経営の管理監督
医　師 （内科・精神科・歯科）		5名	利用者の健康管理
生活相談員	2名		利用者相談・入退所調整
管理栄養士	1名		栄養ケア計画作成・栄養管理
機能訓練指導員	2名		個別機能訓練計画作成・実施
介護支援専門員	2名		施設サービス計画の作成
介護職員（従来型）	28名	13名	生活援助等の介護業務
介護職員（ユニット型）	7名	7名	生活援助等の介護業務
看護職員（従来型）	4名	1名	利用者の健康管理
看護職員（ユニット型）	1名		利用者の健康管理

※ 特別養護老人ホームやすらぎの園との一体的な運営を行っています。

３．　サービス内容

（１）食　事

個々の食事形態にあわせて調理いたします。
利用者の自立支援のため離床して食堂で食事を摂っていただくことを原則としております。
朝　食　　８時～　　昼　食　１２時～　　夕　食　１８時～

（２）入　浴

個別浴槽により、ご家庭に近い環境での入浴を心掛けています。
寝たきりの状態でも介助浴槽を使用して入浴することができます。
入浴前には体温測定を行いますが状態によっては入浴を中止し、清拭に代替させていただくことがございます。
入浴は２泊３日までは１回、それ以上の期間ご利用の場合は週２回行います。但し、年末年始はこの限りではありません。

介　護

短期入所計画書に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事、入浴等の介助
おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。

（３）機能訓練

機能訓練指導員、介護及び看護職員により、利用者の心身の状況に応じて日常生活に必要な機能を維持するための生活リハビリを実施します。

（４）生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
各スタッフも相談窓口ないし、生活相談員への連絡窓口となります。

（５）健康管理

短期入所生活介護の初日に健康状態の確認を行います。

（６）理美容サービス

理美容師（有資格者）による移動美容室を毎月第３土曜日に実施しています。ご利用には別途料金がかかります。

（７）レクリエーション

花見、敬老祝賀会等、四季折々の行事を行っています。
ご利用期間中に参加することができます。

（８）その他

利用者等の希望によって、日常生活に必要な身の回り品を実費相当分としてご負担いただきます。
（対象物品：ミルキーローション・各種歯ブラシ・歯磨きティッシュ等）

４．　料　金

（１）利用料　　（１日あたり）

◎多床室

	単　位	１割負担(円)	２割負担(円)	３割負担(円)
要　介　護　1	６０３	６５３	１，３０６	１，９５９
要　介　護　2	６７２	７２８	１，４５６	２，１８４
要　介　護　3	７４５	８０７	１，６１４	２，４２１
要　介　護　4	８１５	８８３	１，７６６	２，６４８
要　介　護　5	８８４	９５８	１，９１５	２，８７２

◎従来型個室

要　介　護　1	６０３	６５３	１，３０６	１，９５９
要　介　護　2	６７２	７２８	１，４５６	２，１８４
要　介　護　3	７４５	８０７	１，６１４	２，４１２
要　介　護　4	８１５	８８３	１，７６６	２，６４８
要　介　護　5	８８４	９５８	１，９１５	２，８７２

◎ユニット型個室

要　介　護　1	７０４	７６３	１，５２５	２，２８８
要　介　護　2	７７２	８３６	１，６７２	２，５０８
要　介　護　3	８４７	９１８	１，８３５	２，７５２
要　介　護　4	９１８	９９５	１，９８９	２，９８３
要　介　護　5	９７８	１０６９	２，１３８	３，２０７

◎短期入所生活介護　加算項目

機能訓練体制加算	１２	１３	２６	３９
夜勤職員配置加算Ⅰ	１３	１４	２８	４２
サービス提供体制加算Ⅲ	６	７	１３	２０
送　迎　加　算	１８４	２００	３９９	５９８
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数×172/1000			

５．　上記の加算については、施設が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行なった場合に算定されます。

６．　サービス提供体制加算Ⅰ（ロ）はユニット型個室が算定対象で、夜勤職員配置加算Ⅰ、サービス提供体制加算Ⅲは多床室と従来型個室が算定対象となります。

※「一定以上所得者」は、負担割合に応じて２割もしくは３割負担となります。
負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください。

◎予防短期入所生活介護　多床室　　（地域加算・・・10.83）

	単　位	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
要　支　援　1	４５１	４８９	９７７	１，４６６
要　支　援　2	５６１	６０８	１，２１５	１，８２３

◎従来型個室

要　支　援　1	４５１	４８９	９７７	１，４６６
要　支　援　2	５６１	６０８	１，２１５	１，８２３

◎ユニット型個室

要　支　援　1	５２９	５７３	１，１４６	１，７１９
要　支　援　2	６５６	７０３	１，４２１	２，１３２

◎予防短期入所生活介護　加算項目

機能訓練体制加算	１２	１３	２６	３９
サービス提供体制加算Ⅲ	６	７	１３	２０
送　迎　加　算	１８４	２００	３９９	５９８
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数×172/1000			

※上記の加算については、施設が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行なった場合に算定されます。

※サービス提供体制加算Ⅰ（イ）はユニット型個室が算定対象で、夜勤職員配置加算Ⅰ、サービス提供体制加算Ⅲは多床室と従来型個室が算定対象となります。

※「一定以上所得者」は、負担割合に応じて2割もしくは3割負担となります。負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください。

（2）食 費

朝食 350 円　昼食 850 円　夕食 700 円　（1 食毎の請求となります）

（3）滞在費

多床室　　1日あたり　　９１５円

従来型個室　　1日あたり　１,３００円

ユニット型個室　1日あたり　２,５００円

＊ 食費・滞在費については、負担軽減制度があります。

＊ 対象の利用者は初回利用時と更新時には『利用者負担限度額認定証』の提示を依頼します。

多床室

利用者負担段階	滞 在 費	食　　費
第１段階	０円	３００円
第２段階	４３０円	６００円
第３段階①	４３０円	１，０００円
第３段階②	４３０円	１，３００円
第４段階	９１５円	１，９００円

従来型個室

利用者負担段階	滞 在 費	食　　費
第１段階	３８０円	３００円
第２段階	４８０円	６００円
第３段階①	４８０円	１，０００円
第３段階②	８８０円	１，３００円
第４段階	１,３００円	１，９００円

ユニット型個室

利用者負担段階	滞 在 費	食　　費
第１段階	８８０円	３００円
第２段階	８８０円	６００円
第３段階①	１,３７０円	１，０００円
第３段階②	１,３７０円	１，３００円
第４段階	２,５００円	１，９００円

（４）テレビ使用料

居室にはテレビが備え付けられておりますが、使用される場合は所定の使用料を負担いただきます。

・テレビ使用料　　１日　100 円（電気料金含む）

(５)日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険の基準外サ―ビスとして提供するものとしますが、その利用料金については利用者が負担するものとします。

(６)その他の利用料金

行事参加費、理美容費等は、別途料金がかかります。

◎小平市高齢者緊急一時保護事業

・基本事業（多床室）　　１日　11,000 円　(食事・滞在費含)

（従来型個室）　　１日　11,000 円　(食事・滞在費含)

（ユニット型個室）　１日　13,000 円　(食事・滞在費含)

・選択事業（送迎費）　　片道　2,000 円

※別途消費税 10%がかかります。利用者負担額は１割です。

５．キャンセル料

利用前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

・入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合　　無料
・入所日の前日午後５時までにご連絡いただかなかった場合　初日の食事代

６．利用中の中止

利用途中でサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に利用料を計算します。

＊　以下の場合は利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

７．支払方法

毎月１５日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払い方法は口座振替でお願いします。

８．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申込み

お電話等でご相談いただき、短期入所初回申請書を配布いたします。

なお、ご利用の予約は利用月の３ケ月前の１日からできます。

利用期間決定後、短期入所生活介護の契約を締結いたします。

＊　居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、予約は無効になります。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合
・利用者がお亡くなりになった場合
・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を無効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③その他

・利用者がサービス利用料金の支払いを３ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合

・利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖もしくは縮小する場合

３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

９．当施設のサービス利用について

（１）運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上のケア、健康管理及び療養上のケアを行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

（２）施設利用にあたっての留意事項

①面会

曜日、時間の制限はありませんが、緊急以外の夜間の面会はご遠慮ください。

②外出

利用者の日常の健康には細心の注意を払っていますが、外出の際は更に特別な注意が必要なため、医師の判断によって決める場合がありますので、事前にご予定をご相談ください。

③金銭、貴重品の持込み

原則金銭、貴重品の持ち込みはお断りしています。やむを得ず持ち込まれる場合はご自身の管理となります。盗難・紛失等について、当園は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

④所持品の持込み

原則的に施設で定められた物とさせていただいております。

なお、居室・共用部への私物の持込みは、利用者本人およびご家族の責任となり、当施設は私物の紛失・盗難・破損について、原則として責任を負いません。ただし、当施設の過失が直接原因で紛失・破損が生じた場合はこの限りではありません。

⑤施設外での受診

施設職員は、(特別の場合を除き) 医療機関への付き添いができませんので、ご家族での対応をお願いいたします。

⑥宗教活動

利用者を勧誘する等の宗教の強要、声を上げての読経を除き宗教は自由です。

⑦ペット
他の利用者の方で犬や猫のアレルギーの方も居られますので、お連れ頂くのはご遠慮ください。（特別な事情がある場合はご相談ください。）

（３）虐待防止のための措置

① 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに市区町村へ報告し防止策を講じます。

② 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とします。

③ 職員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年２回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。

④ 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（月１回　８月を除く）に開催するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

⑤ 苦情解決体制を整備します。

⑥ 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たっては必要な支援を行います。

（４）身体拘束の禁止

① 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

② 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

（ア）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（月１回　８月を除く）に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。

（イ）身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

（ウ）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。

（５）守秘義務等について

①　施設及び職員は、施設サービスを提供する上で知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

② 施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身の情報を提供できるものとします。

③ その他利用者の情報提供が必要な場合は、利用者とその家族に同意を得るものとします。

１０．緊急時の対応方法

利用者の健康状態が悪化した場合、医師に連絡する等の必要な処置を講ずる他、家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

第二連絡先		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

※ 緊急連絡先は第二連絡先まで必ず記入をお願いします。

１１．非常災害対策

・防災時の対応

職員が誘導等を行いますので、その指示に従って避難して下さい。

・防災設備

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、非常通報装置等

・防災訓練

月１回を予定しています。

・防災管理者

施設長　三浦　りつ子

１２．サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和８年２月 25 日
第三者評価機関名	公益財団法人　日本チャリティ協会
評価結果の開示状況	開示有

１３．附　則

（１）この重要事項説明書は、令和８年６月１日から実施する。

（２）内容に変更がある場合には、その都度作成することができる。

１４．施設利用に関する苦情窓口

(1) 当施設の要望・苦情担当

・やすらぎの園　　担　当　　地域・相談課長　藤原　裕司

受付日　　月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始除く）

時　間　　９：００～１７：００

電　話　　０４２‐３４５－０６１７

苦情等解決責任者　　施設長　　三浦　りつ子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・小平市健康福祉事務センター（小平市健康福祉部高齢者支援課）

小平市　相談担当　相談日　　月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

時　間　　９：００～１７：００

電　話　　０４２－３４６－９５３９

・東京都国民健康保険団体連合会（介護保険部相談指導課）

国保連　相談窓口　相談日　　月曜日～土曜日（祝日・年末年始除く）

時　間　　９：００～１７：００

電　話　　０３－６２３８－０１７７

１５．当会の概要

名　称	社 会 福 祉 法 人　黎　明　会
代表者	理 事 長　　金井　正人
所在地	東京都小平市小川町１丁目４８５番地
電話番号	０４２－３４６－６６１１

当会が運営している施設・事業一覧

１　第一種社会福祉事業

①障害者支援施設（生活介護・施設入所支援）	澄水園
②救護施設	黎明寮
③救護施設	あかつき
④特別養護老人ホーム	やすらぎの園

２　第二種社会福祉事業

①診療施設	南台病院
②短期入所生活介護	やすらぎの園
③通所介護	デイサービスやすらぎ
④障害者支援施設（短期入所支援）	澄水園
⑤介護老人保健施設	けやきの郷
⑥通所リハビリテーション	けやきの郷
⑦短期入所療養介護	けやきの郷
⑧障害福祉サービス事業（共同生活援助）	グループホーム澄水こだま
	グループホーム澄水やまびこ
	グループホームどりーむ・のぞみ
	グループホーム第２どりーむ・のぞみ
⑨障害福祉サービス指定就労継続支援Ｂ型事業所	のぞみ作業所

３　公益事業

①有料老人ホーム	熱海ゆとりあの郷
②診療施設	熱海ゆとりあの郷診療所
③在宅サービス総合センター	みなみだい訪問看護ステーション
	訪問介護ステーションみなみだい
	地域生活支援センター澄水
	地域包括支援センターけやきの郷
	指定居宅介護支援事業所

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事 業 者

所在地　東京都小平市小川町 1 丁目 485 番地
社 会 福 祉 法 人　黎　明　会
名　称　特別養護老人ホーム　やすらぎの園
代表者　施 設 長　　三浦　りつ子　　印

説明者名

所　属　特別養護老人ホーム　やすらぎの園
氏　名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者

住　所
氏　名　　印

代理人（代筆者）

住　所
氏　名　　印
本人との関係